

2 製造業務派遣関係

製造業務派遣の改正経緯と条文

平成11年改正(平成11年12月施行)

【内容】対象業務を原則自由化(従前は26業務のみ)。

ただし、物の製造業務(産休、育休、介護休業の場合を除く)については、本則上は自由化した上で、製造業で働く労働者の割合の大きさ等を考慮して、激変緩和の視点から、附則において「当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない」とした。

(改正後条文)

附則

4 何人も、物の製造の業務(物の溶融、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。)であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して労働省令で定めるものについては、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない。この場合において、第四条第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号のいずれかに該当する業務」とあるのは、「第一項各号のいずれかに該当する業務又は附則第四項前段に規定する業務」とする。

※ 労働省令で定めるもの

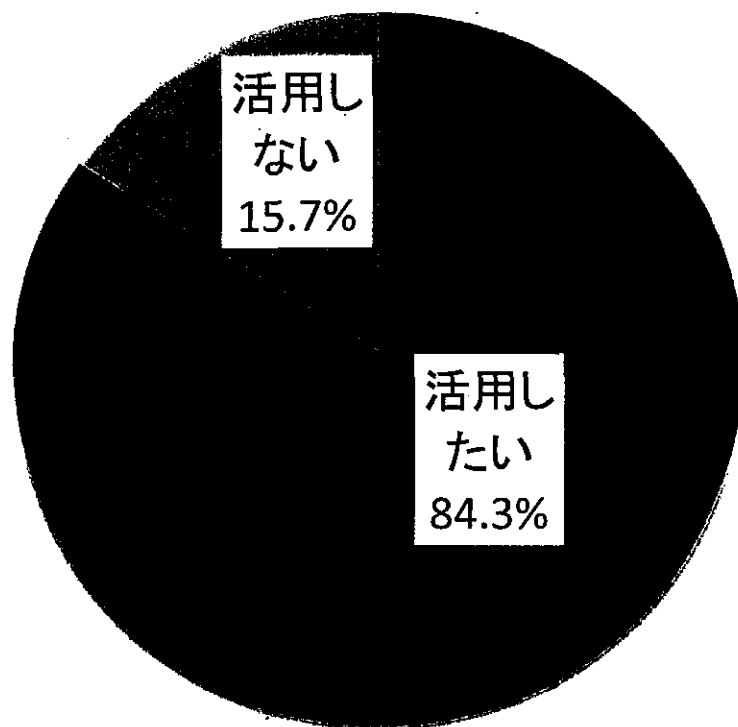
物の製造業務のうち、労働者が産前産後休業、育児休業若しくは第三十三条に規定する場合における休業又は介護休業若しくは特別介護休業をする場合において当該労働者の業務について労働者派遣事業が行われるときの当該業務以外の業務

平成15年改正(平成16年3月施行)

【内容】平成11年改正の附則により「当分の間」行ってはならなかった物の製造業務への労働者派遣の解禁。(附則の削除)

○製造業の派遣先における派遣の活用に対する意識

派遣先において、今後業務量が拡大した場合に、派遣の活用を希望するか



派遣の受け入れができなくなった場合に困ること

(対象: 派遣の活用をしたい事業所)

※複数回答可

○ 業務量変動等に備え、調整弁を設けることができない

54.6%

○ 直接雇用で募集すると時間がかかる

46.6%

○ 直接雇用で募集しても人を集めることはできるが、コストがかかる

32.1%

○ 専門的な業務に対応できない。

23.7%

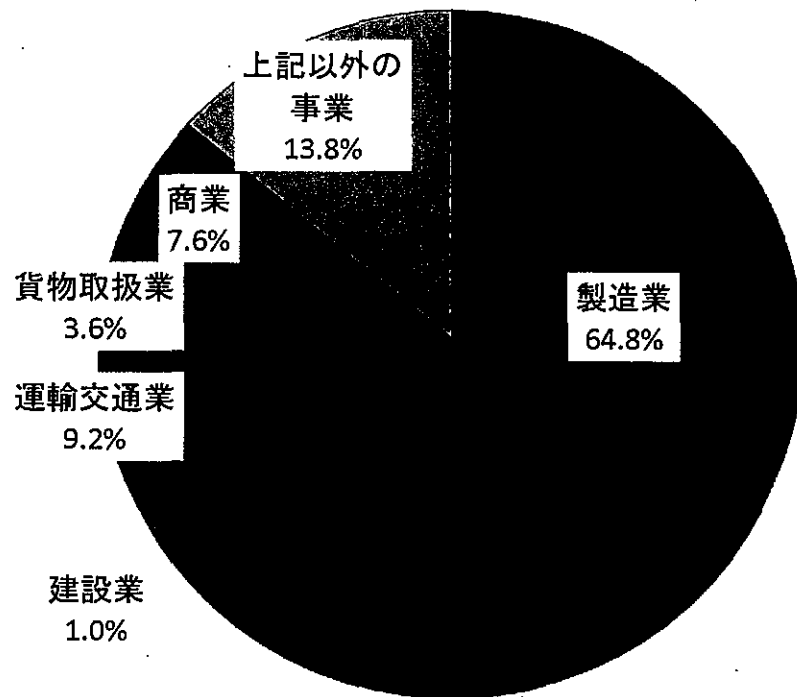
○ 直接雇用では募集しても人が集まらない。

24.4%

資料出所: 厚生労働省需給調整事業課調べ(平成21年6月1日現在)

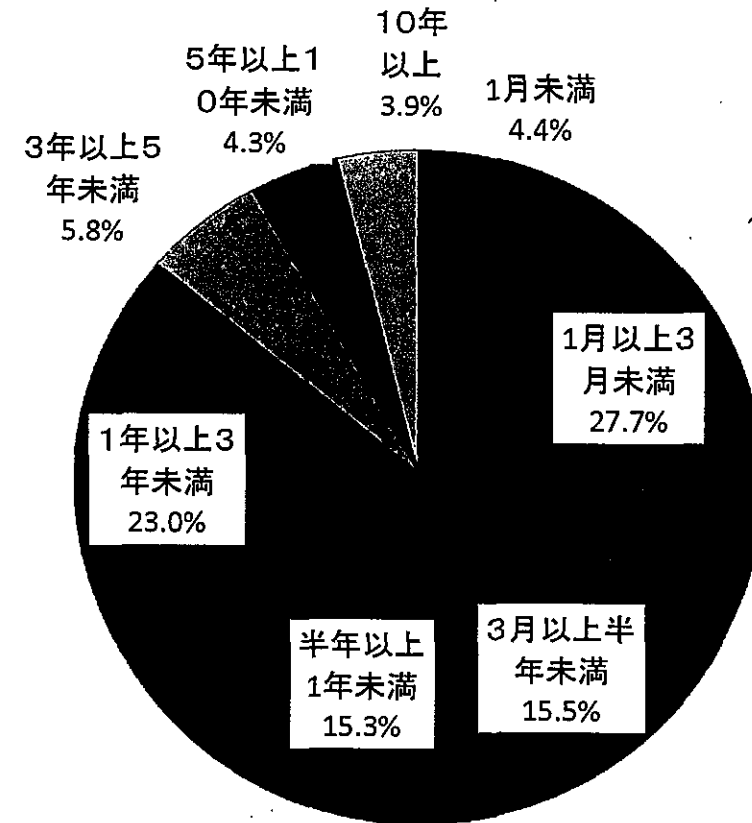
○派遣労働者の労働災害の状況

○派遣労働者の労働災害による休業4日以上
の死傷者数の業種別割合



○製造業における派遣労働者の労働災害による休業4日以上
の死傷者数の経験期間(※)別割合

(※) 経験期間は、従事している職種の経験期間



派遣労働者の雇止め等の状況について

※ 製造業の割合が97.4%

(人)

	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	70,212	67,346	446	153	2,267
中途解除	61,796	61,082	297	56	361
不明	9,611	9,494	89	16	12
合計	141,619	137,922	832	225	2,640
割合	—	97.4%	0.6%	0.2%	1.9%

※ 人数は、昨年10月から本年12月末までに実施済み又は実施予定として、9月18日時点で把握できたもの。

資料出所：厚生労働省職業安定局「非正規労働者の雇止め等の状況について（平成21年9月速報）」

○ 派遣労働者の雇用調整の状況について

46.6万人

物の製造業務に従事する派遣労働者
(労働者派遣事業事業報告(平成19年度))

13.8万人

12月末までに派遣先で契約がなくなる派遣労働者(製造業)

6.1万人

<内数>派遣契約の中途解除

派遣先

就業斡旋等により、就業機会を確保 : 2.2%
斡旋等の努力は行ったが、新たな就業機会の確保に至らず : 45.5%
新たな就業機会の確保を行っていない : 41.2%

派遣先指針に基づく指導
(1,327件)

派遣元

雇用継続: 10.9%
離職: 83.4%
(うち解雇: 86.2%)

(調査対象:派遣労働者3.6万人)

派遣元指針
に基づく指導
(2,573件)

労働契約法に基づく啓発
指導、労働基準法に基
づく監督指導

(厚生労働省職業安定局調べ)

雇用契約別の対象労働者の雇用状況

派遣元事業主から状況が把握できた約3万6千人の雇用状況は以下のとおり。
(平成20年11月以降、平成21年4月14日時点まで把握できたもの)

(単位:人)

	合計	常用型			登録型	常用型か登録型か不明
			無期	有期		
合計	35,886 (100.0%)	25,285 (100.0%)	4,401 (100.0%)	20,884 (100.0%)	7,683 (100.0%)	2,918 (100.0%)
雇用が継続	3,916 <100.0%> (10.9%)	3,143 <100.0%> (12.4%)	987 <100.0%> (22.4%)	2,156 <100.0%> (10.3%)	632 <100.0%> (8.1%)	141 <68.4%> (4.8%)
派遣先関連会社へのあっせん	1,246 <31.8%>	1,028 <32.7%>	131 <13.3%>	897 <41.6%>	189 <29.9%>	29 <20.6%>
うち直接雇用	828 <21.1%>	678 <21.6%>	55 <5.6%>	623 <28.9%>	125 <19.8%>	25 <17.7%>
うち派遣	418 <10.7%>	350 <11.1%>	76 <7.7%>	274 <12.7%>	64 <10.1%>	4 <2.8%>
新たな派遣先への派遣	2,330 <59.5%>	1,844 <58.7%>	664 <67.3%>	1,180 <54.7%>	411 <65.0%>	75 <53.2%>
休業・教育訓練等の実施	340 <8.7%>	271 <8.6%>	192 <19.5%>	79 <3.7%>	32 <5.1%>	37 <26.2%>
離職	29,926 ≪100.0%≫ (83.4%)	22,056 ≪100.0%≫ (87.2%)	3,392 ≪100.0%≫ (77.1%)	18,664 ≪100.0%≫ (89.4%)	6,996 ≪100.0%≫ (91.1%)	874 ≪100.0%≫ (30.0%)
解雇	25,792 ≪86.2%≫	19,386 ≪87.9%≫	3,197 ≪94.3%≫	16,189 ≪86.7%≫	5,823 ≪83.2%≫	583 ≪66.7%≫
期間満了	2,517 ≪8.4%≫	1,897 ≪8.6%≫	14 ≪0.4%≫	1,883 ≪10.1%≫	579 ≪8.3%≫	41 ≪4.7%≫
自己都合	943 ≪3.3%≫	764 ≪3.5%≫	175 ≪5.2%≫	589 ≪3.2%≫	168 ≪2.4%≫	11 ≪1.2%≫
離職理由不明	674 ≪2.3%≫	9 ≪0.0%≫	6 ≪0.2%≫	3 ≪0.0%≫	426 ≪6.1%≫	239 ≪27.3%≫
未定	2,044 (5.7%)	86 (0.2%)	22 (0.4%)	64 (0.3%)	55 (0.7%)	1,903 (65.2%)

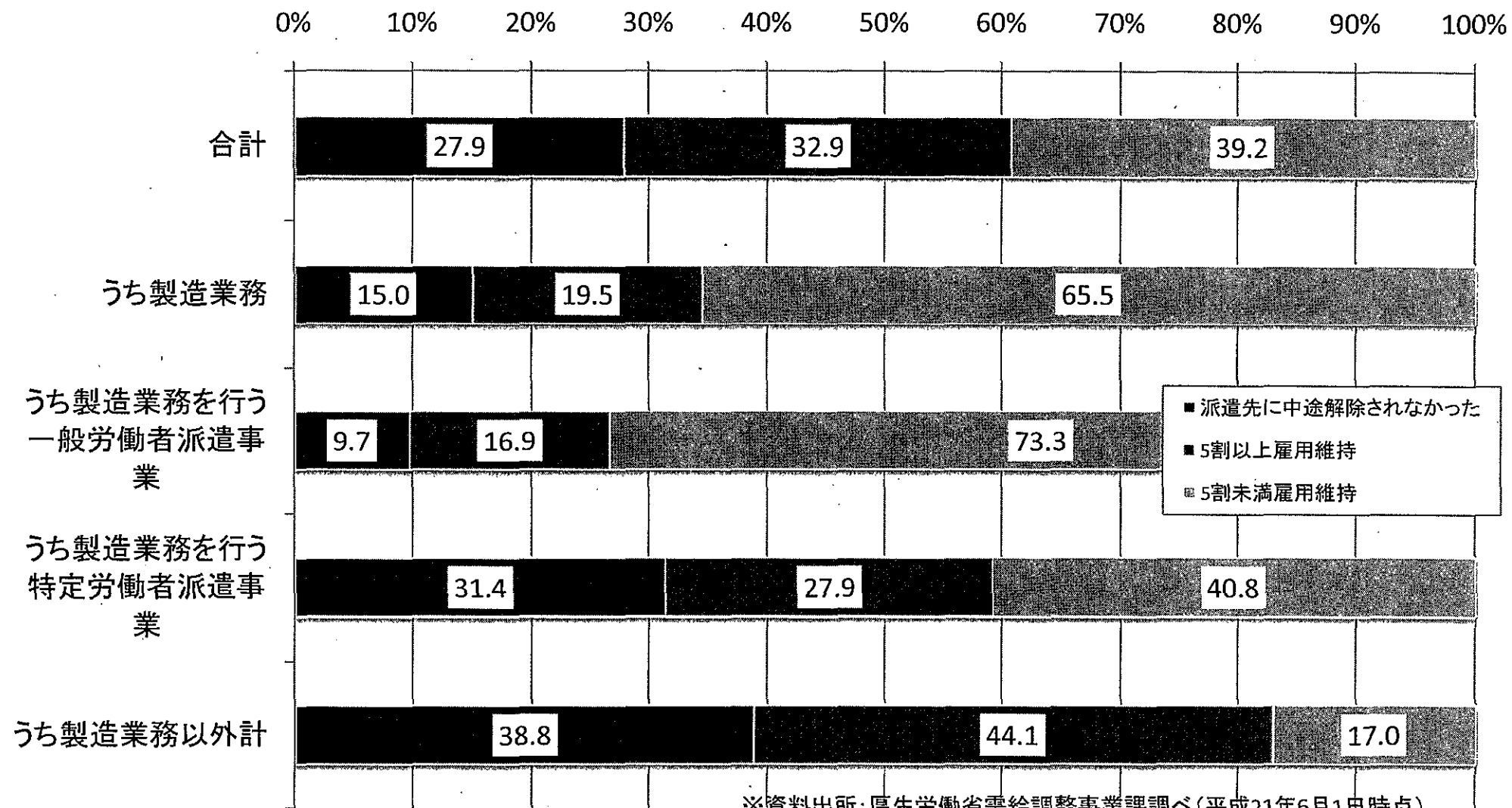
資料出所：厚生労働省需給調整事業課「労働者派遣契約の中途解除に係る対象労働者の雇用状況」

※ 表中の「常用型」とは、①常時雇用されている者、②一定期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者、③日日雇用される者であって、雇用契約が日日更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者をいう。

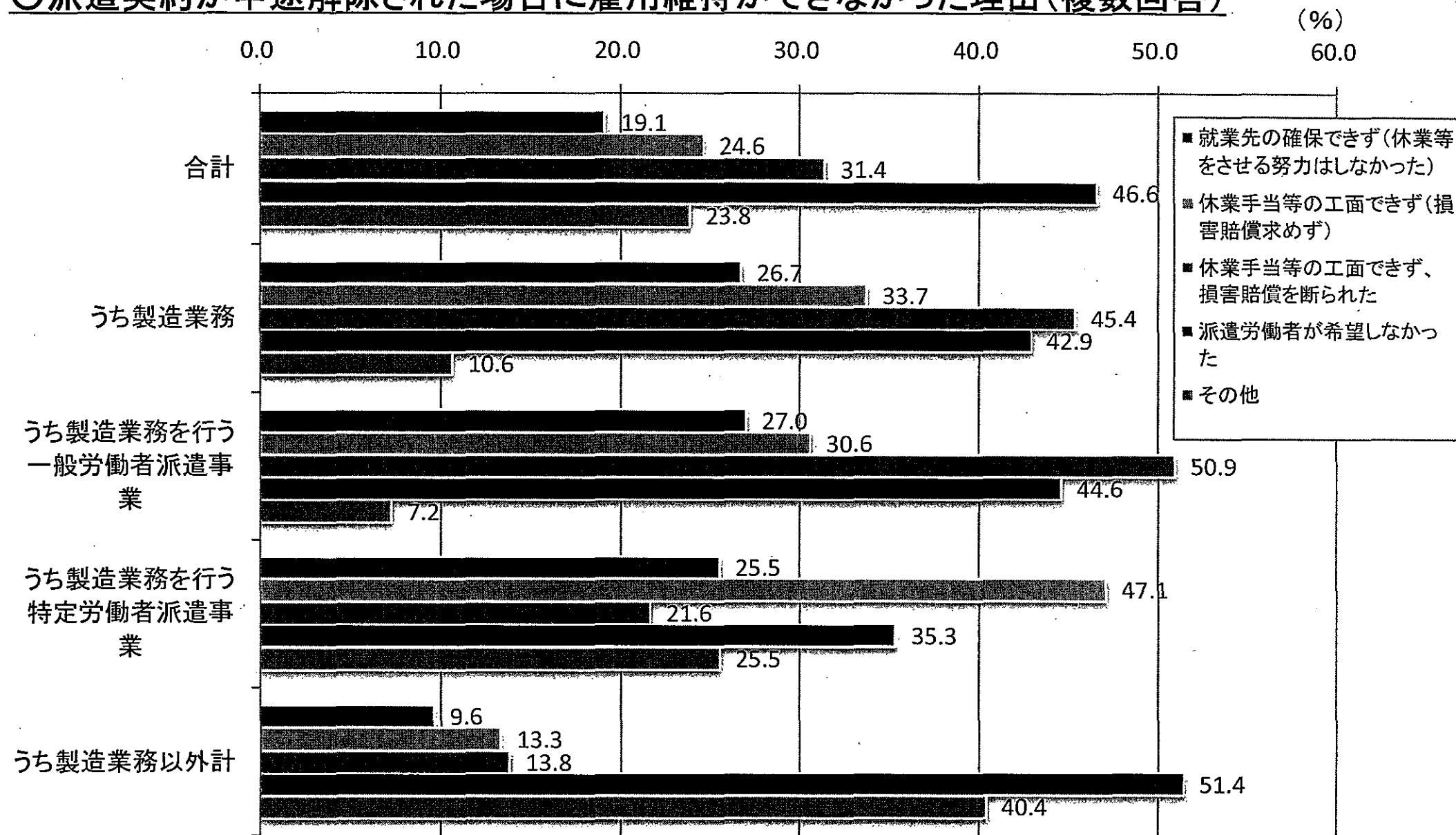
※ 表中の「常用型か登録型か不明」は、派遣契約の中途解除に当たっての雇用の状況は確認できたものの本人の雇用契約が常用型か登録型か不明な者。

※ 表中の「未定」は、対象労働者の雇用の状況を派遣元事業主に確認したが、その時点で雇用が継続するか離職するか決まっていない者。

○中途解除状況及び中途解除に伴う派遣元の雇用維持の状況



○派遣契約が中途解除された場合に雇用維持ができなかった理由(複数回答)



※資料出所:厚生労働省需給調整事業課調べ(平成21年6月1日時点)